

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 愛国学園
②設置大学名称	愛国学園大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	043-424-4433 soumu@aikoku-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 1 8 日（決裁日）
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 1 9 日（HP 掲載日）
⑦点検結果の掲載先 URL	https://aikoku-u.ac.jp/outline/disc
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１ ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を学内はもとよりホームページ、大学案内、履修案内にも掲載し、学生をはじめとするステークホルダーに明示している。 https://aikoku-u.ac.jp/outline/policy
実施項目 １－１ ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」を策定し、履修案内に掲載するだけでなく、学生に対して毎年度初めのガイダンスにおいて説明し理解を促している。また、「アドミッション・ポリシー」は募集要項にも掲載するとともに、学校訪問などでも説明し理解促進に努めている。さらに、毎年度、教職員・学生等に学習環境や授業評価等のアンケートを実施するなど自己点検・評価を実施し、学習環境・内容の整備充実に努めている。 https://aikoku-u.ac.jp/outline/policy
実施項目 １－１ ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則をはじめ、学長補佐や教授会等の規程を整備し、学長の責務、学長の補佐体制及び教授会の役割等、教学組織の権限と役割を明確にしている。 https://aikoku-u.ac.jp/outline/reg
実施項目 １－１ ④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員等は、教育研究活動における課題等を共有し組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。
実施項目 １－１ ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	大学の全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組を推進するという基本方針のもとに教職員の資質向上に取り組んでいる。 教員については、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、ファカルティ・デベロップメント推進組織を整備し、年次計画に基づき取組を推進している。 事務職員等は、その専門性と資質の向上のため、スタッ

	フ・デベロップメント推進に係る年次計画を定め、計画的な取組を推進している。
--	---------------------------------------

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学校法人愛国学園として、平成 7 年度からの中期 5 か年計画を策定しており、ステークホルダーからの意見を反映しつつ、カリキュラム改革、キャリア支援の充実、広報活動の効果的な展開、施設・設備の整備等について具体策を盛り込んでいる。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期 5 か年計画を踏まえ、PDCA サイクルに基づき進捗管理し、必要に応じて計画を修正するとともに、毎年度実効性のある事業計画を策定している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	大学の人的、物的資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めている。 科目等履修生制度、社会人入学制度、長期履修制度等を通じて、地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供している。 https://aikoku-u.ac.jp/exam/division
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地元四街道市等との組織的連携を強化し、各種事業、プロジェクトに参画するとともに、毎年定期的に公開講座を共催で開催するなど「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、地域づくりや人材育成に努めている。 https://aikoku-u.ac.jp/outline/intexc_sc

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生、教職員の希望等を踏まえ、学内環境・体制の整備・充実に努めている。また、これらの者が常に相談できる体制を整えている。 https://aikoku-u.ac.jp/outline/student-support
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等に女性を登用し実践している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人の適正な運営に必要な識見や経験等を有する理事を選任するとともに、寄附行為により選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為及び諸規程により理事会の役割及び理事の責任を明確化するとともに、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止する観点を重視し、寄附行為により選任基準を明確にするるとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程に基づき監査の基準・計画を策定するとともに、監事及び会計監査人等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について情報共有・意見交換を行う

	ている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事監査規程に基づき監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、寄附行為により評議員の属性に応じた評議員会構成上の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為により評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校安全マニュアルなど学生や教職員の人命の安全、被害の防止等に配慮した各種の危機管理マニュアルを整備するとともに、事業継続計画も策定し、防災訓練や安否確認訓練等を通じて広く浸透させている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システムを整備し、法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はその恐れがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人において、情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開基本方針を策定し、法人本部においても情報公開を推進するとともに、大学情報の公開も積極的に推進している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページ、SNS、各種広報資料を活用し、多様な媒体を通じて情報発信に努めている。情報の公開においては、ステークホルダーの別に配慮した情報集約や、分かりやすい説明、図、写真を付すなどの工夫を行っている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明